

監査公表第749号

住民監査請求に基づく監査の結果を次のとおり公表します。

平成30年5月24日

京都市監査委員

住民監査請求に基づく監査の結果

平成30年3月30日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）に基づき実施した監査の結果は、次のとおりである。

京都市監査委員 鶴谷 隆

同 光田 周史

第1 請求の概要

1 請求人の数

2名

2 請求書の提出日

平成30年3月30日

3 請求の要旨

(1) 森川央議員関係

平成29年10月30日付け監査公表第737号（以下「前回レンタカー代監査結果」という。）によると、平成24年度及び平成25年度における同議員のガソリン代に係る政務活動費（平成24年度分にあつては政務調査費。以下同じ。）の支出のうち1回当たりの給油量が40リットルを超えるものについては、政務活動費の支出を否定している。

同議員は、平成24年度分及び平成25年度分については、レンタカー代のみでなく、ガソリン代も返還しているが、平成26年度分及び平成27年度分については、返還していない。

平成28年度の自動車の保有・使用実態は明らかにされていないが、平成24年度及び平成25年度と同様の使用とみられる。平成28年度のガソリン代につき1回当たり

の給油量が40リットルを超えるものについては、不適正な政務活動費支出が残されていないか。

上記により被った下記の損害額の返還を市長が、同議員に対して求めるよう勧告されること。

32件 146,553円

(2) 津田大三議員関係

平成29年7月31日付け監査公表第736号（以下「前回事務所賃料監査結果」という。）の案件と同様、同議員は、平成28年度においても引き続き、同議員の姉名義のビル（京都市中京区所在。以下「本件ビル」という。）に入居し、賃料を支出している。これは自己に資金を還流しているとみなすことができるので違法な支出である。

判断基準 福岡県議会政務活動費に関する事務処理要領（平成25年3月28日制定。以下「福岡県要領」という。）には、「2親等（生計を一にする場合は3親等）以内の親族が所有している物件を事務所として賃借している場合は、政務活動費を充当することができない。」と定めている。改めて返還請求すべきと主張する。

上記により被った下記の損害額の返還を市長が、同議員に対し求めるよう勧告されること。

1,363,064円

4 事実証明書の目録

- (1) 平成28年度京都市政務活動費の収支報告書・支出調書・領収書の写し
- (2) 平成29年10月30日住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）の写し

第2 監査の実施

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された本件請求について、京都市監査規程に基づき、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して同条第4項の規定による監査を実施した。その概要は、次のとおりである。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査

2 監査の対象

- (1) 森川央議員に対し平成28年度に交付された政務活動費について、ガソリン代に充当された額146,553円の返還の請求を怠る事実

(2) 津田大三議員に対し平成28年度に交付された政務活動費について、事務所費に充当された額1,363,064円の返還の請求を怠る事実

3 監査の着眼点

監査の対象となる怠る事実の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

市会議長、両議員及び関係行政機関等に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、法第242条第6項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間 平成30年4月11日から同年5月17日まで

(2) 実施場所 監査事務局執務室

6 監査を行った監査委員

監査委員 鶴谷 隆

同 光田周史

なお、監査委員津田大三及び監査委員中野洋一は、法第199条の2の規定により除斥となった。

第3 監査の結果

1 政務活動費の支出状況について

(1) 森川央議員

同議員は、平成28年度分の政務活動費収支報告書において、備品消耗品費にガソリン代を計上しているが、同報告書を精査したところ、請求人の主張とは異なり、1回当たりの給油量が40リットルを超えるものが33件（合計151,553円）存すると認められる。

(2) 津田大三議員

同議員は、平成28年度分の政務活動費収支報告書において、事務所費に賃料、光熱水費及びNHK受信料を12箇月分（合計1,363,064円）計上していることが認められる。

2 判断及び結論

(1) 本件監査における論点

ア 本件請求は、平成 28 年度に森川央議員に交付された政務活動費のうち、ガソリン代に充当された額（合計 151,553 円）及び津田大三議員に交付された政務活動費のうち、事務所費に充当された額（合計 1,363,064 円）が当該各議員の不当利得であるとして、監査委員が市長に対し、京都市政務活動費の交付等に関する条例第 15 条第 2 項の規定に基づく返還命令を行うよう勧告することを求めるものである。

イ 平成 28 年度分の政務活動費に係る本件監査における論点は、次のとおりである。

(ア) 森川央議員が、1 回当たりの給油量が 40 リットルを超えるガソリン代を政務活動費に計上したことが、不適正といえるか否か。

(イ) 津田大三議員が、政務活動費に計上した事務所費が姉への経済的援助又は議員自身への資金還流に当たる不適正な支出といえるか否か。

(2) 判断

ア 森川央議員について

(ア) 請求人は、前回レンタカー代監査結果を引用し、ガソリン代につき 1 回当たりの給油量が 40 リットルを超えるものが不適正であると主張する。

当該監査結果において当該給油量を超えるガソリン代を問題視したのは、同議員が政務活動とそれ以外の活動や使用の別を極力明確にするためレンタカー（トラック 1 台及び燃料タンクの容量が 40 リットル以下の軽自動車 2 台）を借り受け、当該レンタカー代を平成 24 年度分及び平成 25 年度分の政務活動費に計上したと説明する一方、同議員の説明するレンタカーの用途からトラックを使用しなければならない機会はそれほど多くないと考えられる状況において、軽自動車に給油することができない 1 回当たりの給油量が 40 リットルを超える領収書が相当数存在し、当該レンタカー以外の車両に係るガソリン代が政務活動費に計上されていると思われたためである（詳細は、前回レンタカー代監査結果第 3 2(2)参照）。

したがって、当該監査結果は、一般的に、1 回当たりの給油量が 40 リットルを超えるガソリン代の計上を否定したものではない。

(イ) 同議員の説明によると、平成 28 年度分の政務活動費に計上したガソリン代は、燃料タンクの容量がいずれも 40 リットルを超える 4 台の車両（アストロ、

ハイエース、アウディA1及びアウディQ7)に係るものであったことが認められる。そして、当該4台の車両は、いずれも前回レンタカー代監査結果において同議員がレンタカー代を政務活動費に計上したとするレンタカーではない。

したがって、平成28年度における同議員の車両の保有・使用状況は、平成24年度及び平成25年度と同様であるとはいえない。

- (ウ) 以上のとおり、平成28年度において、1回当たりの給油量が40リットルを超えるガソリン代を政務活動費に計上したことが不適正であるとは認められない。

イ 津田大三議員について

(ア) 福岡県要領について

請求人は、同議員の事務所費の適否の判断基準として、福岡県要領を用いるべきであると主張するものと解される。

法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより」政務活動費を交付することができ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定するところ、いかなる経費に政務活動費を充てることができるかについては、普通地方公共団体の判断に委ねられている。

そして、京都市においては請求人の主張する福岡県要領に存する基準は採用されておらず、当該基準を本件監査における判断基準とすることはできない。

(イ) 賃料について

同議員は、政務活動用の事務所（以下「本件事務所」という。）の使用状況は前回事務所賃料監査結果で判断した平成25年度から平成27年度までの状況と異なるところはないと説明するところ、平成28年度においても当該監査結果（第3 2(2)イ）において判断したとおり、政務活動費に計上した事務所賃料が、姉への経済的援助又は議員自身への資金還流に当たる不適正な支出であるとは認められない。

(ウ) 光熱水費及びNHK受信料について

光熱水費及びNHK受信料については前回事務所賃料監査結果に係る監査対象ではないところ、これらについての判断は次のとおりである。

- a 光熱水費については、同議員は電気代及びガス代は使用状況に応じた額を、賃貸人である姉に支払っている一方、水道代は姉からの請求がなく支払っていないことが認められる。そして、同議員の姉への支払額は、電気及びガスの供給事業者の本件ビルに係る料金振込受領証等から、実費の範囲内であり、過大なものではない。
 - b NHK受信料については、同議員が本件事務所に設置した受信機の受信契約に基づいて直接NHKに支払っている。
 - c よって、光熱水費の姉への支払及びNHK受信料の支払により、姉への経済的援助又は議員自身への資金還流があったとは認められない。
- (エ) 以上のとおり、同議員が平成 28 年度において政務活動費に計上した事務所費が、姉への経済的援助又は議員自身への資金還流に当たる不適正な支出であるとはいえない。

(3) 結論

上記(2)のとおり、本件監査の対象となった経費の政務活動費の計上について不適正な点があるとはいえず、両議員に不当利得があると認められる事項は存しないことから、本件請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

【参照】関係法令等の内容（平成 28 年度分の政務活動費に適用があったもの）

1 地方自治法（抄）

第 100 条（前略）

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

（以下略）

2 京都市政務活動費の交付等に関する条例（抄）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

- 第 11 条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その

他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派政務活動費にあつては別表第1、議員政務活動費にあつては別表第2に掲げる経費に充てることができるものとする。

(残額の返還等)

第15条 (前略)

2 市長は、会派政務活動費の交付を受けた会派又は議員政務活動費の交付を受けた議員が、第11条に規定する経費の範囲外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 政務活動費の運用に関する基本指針 (抄)

1 政務活動費の運用は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の規定を遵守するとともに、その内容及び金額が社会通念上相当と認められるものでなければならない。

(以下略)

5 使途にかかわらず、議員の親族及び議員と生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人に対し、政務活動費を支出する場合は、社会通念上疑義を生じることのないようにしなければならない。

6 次の表に掲げる経費等については、政務活動費からの支出が認められないものとする。

経費等	例
(中 略)	(中 略)
自宅又は議員若しくは議員と生計を一にする者が所有する物件に対する事務所賃借料	